

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用省エネルギー設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる未使用の設備等(以下「補助対象設備」という。)を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) V2H充放電設備
- (6) 電気自動車
- (7) 燃料電池自動車

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅等)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅等は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、申請日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。)が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次の各項を満たすこと。
 - ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 次の各号のいずれかに該当すること。
 - (ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - (イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
- (3) V2H充放電設備を設置する住宅は、申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。
- (4) 電気自動車及び燃料電池自動車を購入する者が居住する住宅等は、次の

いずれかの項を満たすこと。

- ア 補助事業を実施する者が個人の場合は、申請日までに自らが居住する市内に所在する住宅。
- イ 補助事業を実施する者が事業者の場合は、松戸市内に所在する事業所。

(5) 窓の断熱改修、電気自動車、燃料電池自動車を除く設備を設置する住宅は、次の各項のいずれかに該当すること。

- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
- イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。
- ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。
- エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等を除く。

- (1) 市内に住所を有すること。(申請日までに住民登録をする場合を含む。)
- (2) 電気自動車及び燃料電池自動車を導入する事業者にあつては、市内に事業所を有すること。
- (3) 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (4) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(電気自動車及び燃料電池自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。)
- (5) 補助対象設備を設置する住宅が第3条(2)イ(イ)又は(5)エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者。
- (6) 電気自動車及び燃料電池自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金規則又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (7) 電気自動車及び燃料電池自動車にあつては、当該車両を導入する住宅等において、申請者が松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金要綱に基づき電気自動車及び燃料電池自動車の補助を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表2に示すものとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は電気自動車及び燃料電池自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

4 補助金は電気自動車及び燃料電池自動車にあっては、補助対象設備の種類ごとに、当該車両を導入する住宅においては申請者ひとりに付き1回に限り、事業所においては一事業所に付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度内における3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）までに、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、電気自動車及び燃料電池自動車を導入する者であって、事業者及び住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設しない個人は、当該年度内における3月30日（同日が閉庁日の場合は、同日前において同日に最も近い開庁日）までとする。

(1) 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）

(2) 住民票の写し

(3) 電気自動車及び燃料電池自動車を導入する事業者にあつては、市内に事業所等を有することを証する書類。

(4) 市に納付すべき税の納税証明書

(5) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し

(6) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

(7) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し

(8) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車及び燃料電池自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）

(9) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車及び燃料電池自動車を除く。）

(10) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は補助対象

- 設備を設置する住宅が第3条第1項(1)に該当することを証する書類
- (11) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(2)アに該当することを証する書類及び設置場所がわかる図面
 - (12) 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項(3)に該当することを証する書類
 - (13) 補助対象設備が電気自動車及び燃料電池自動車の場合は、以下の書類
 - ア 自動車検査証の写し
 - イ 別表3において、住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、各設備を設置し、且つ住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車に給電できることを証する書類
 - ウ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
 - (14) その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日以内又は当該年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、電気自動車及び燃料電池自動車を導入する事業者及び住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設しない個人は、通知を受けた日から起算して10日以内とする。

（財産の管理）

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（第4号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表4に定める。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認（不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に設置した補助対象設備に係る補助金の交付から適用する。

別表1 (第2条) 補助対象設備の要件

設備の種類	所有者	設備の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	個人	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	個人	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
窓の断熱改修	個人	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、居室を区切る仕切りとして認められない。)</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p> <p>補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、</p>

		<p>玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。</p>
太陽熱利用システム	個人	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
V2H充放電設備	個人	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>
電気自動車	個人及び事業者※	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
燃料電池自動車	個人及び事業者※	<p>車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動</p>

		<p>車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、松戸市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</p>
--	--	--

※所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。

別表2 (第5条) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
窓の断熱改修	<p>設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)</p> <p>※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
電気自動車	電気自動車本体の購入費
燃料電池自動車	燃料電池自動車本体の購入費

別表3 (第5条) 補助金の額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	停電時自立運転機能なし 上限5万円
	停電時自立運転機能あり 上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	補助対象経費×1/4 (上限8万円)
太陽熱利用システム	上限5万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)
電気自動車	上限3万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合(事業者が導入する場合を除く) 上限10万円
	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合(事業者が導入する場合を除く) 上限15万円
燃料電池自動車	上限5万円

別表4 (第10条) 耐用年数

設備の種類	耐用年数
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
太陽熱利用システム	15年
V2H充放電設備	8年
電気自動車	4年
燃料電池自動車	4年

第1号様式

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住所 松戸市
フリガナ
氏 名 印
電話番号

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	所在地：松戸市 所有者：
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
(個人のみ)私の住民登録について市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。(該当するものに○)	
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに 同意します。 ・ 同意しません。(該当するものに○)	

(添付書類)

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		
蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり (新設・既設)
県共同購入支援事業との関係		<input type="checkbox"/> 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではありません。
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種類別	<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。	

3 窓の断熱改修

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円 (D)
補助対象経費 (D) の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		円
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅の窓を断熱改修したものである。

4 太陽熱利用システム

製造者名		
型式		
製造番号		
集熱面積 (㎡)		
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）
補助対象設備の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円 (D)
補助対象経費 (D) の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円
工事期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種類別		<input type="checkbox"/> 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 <input type="checkbox"/> 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。

6 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし （ありの場合） <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に☑		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設）※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		松戸市
補助対象車両の導入にかかった経費		（総額） 円（A） （うち消費税） 円（B）
国等の補助金額		円（C）
補助対象経費（A）－（B）－（C）		円

7 燃料電池自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		松戸市
補助対象車両の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

住 所 松戸市
氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 次のとおり決定します。

補助金額 円

2 次の理由により申請を却下します。

理由

第3号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

請求者 住所 松戸市

氏名

印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第4号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所 松戸市
氏 名

印

年 月 日付け 第 号 をもって松戸市住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付決定を受けた設備について、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

1 種 類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

住 所 松戸市
氏 名

松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 返還額 円